

土木工事書類作成マニュアル（平成 30 年 4 月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘 要
1-1	<p>1. 施工計画</p> <p>1-1 施工計画書</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p><u>受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる（共通仕様書1-1-1-4）。</u> <u>数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。</u> <u>例えば、施工方法の変更を伴わない数量のみの変更（概数設計の確定設計数量に伴う変更は除く。）や工期のわずかな変更などが該当する。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>工事に変更が生じた場合、従来、常に変更施工計画書の提出を求めている。しかし、数量のわずかな増減等の軽微な変更においては、変更施工計画書の提出を求めても実効性が乏しいとともに、当該工種が完成しないと数量が確定しない場合があるという問題があった。そこで、数量のわずかな増減等の軽微な変更においては、変更施工計画書を求めないものとする。</p> </div> <p>1-1</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>1. 施工計画</p> <p>1-1 施工計画書</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p><u>受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる（共通仕様書1-1-1-4）。</u> <u>数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。</u> <u>例えば、施工方法の変更を伴わない数量のみの変更（概数設計の変更を含む。）や工期のわずかな変更などが該当する。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>工事に変更が生じた場合、従来、常に変更施工計画書の提出を求めている。しかし、数量のわずかな増減等の軽微な変更においては、変更施工計画書の提出を求めても実効性が乏しいとともに、当該工種が完成しないと数量が確定しない場合があるという問題があった。そこで、数量のわずかな増減等の軽微な変更においては、変更施工計画書を求めないものとする。</p> </div> <p>1-1</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>修正 概数設計の場合、確定設計数量を施工計画書に反映させる必要があるため。</p>

土木工事書類作成マニュアル（平成 30 年 4 月改正） 新旧対照表

<p>1-28</p>	<p>1-7 請求書（前払金）</p> <p>受注者は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の〇以内の前払金の支払を請求することができる（工事請負契約書第34条第1項）。</p> <p>神奈川県財務規則第77条、財務規則の運用について第71号様式</p> <p>第71号様式（前払金請求書）（用紙A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p> <p style="text-align: center;">円</p> <p>〇〇〇（工事場所を記載）、〇〇〇（工事名を記載）、請負代金に対する前払代金を上記のとおり保証証書を添えて請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 氏名 印</p> <p>契約担当者 職 氏 名 殿</p> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請 負 代 金 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負代金額に対する /10の金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今 回 請 求 額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保証証書番号 預金銀行名 (預金種別、口座番号)</p> <p style="text-align: center;">1-28</p>	区 分	金 額	摘 要	請 負 代 金 額			請負代金額に対する /10の金額			今 回 請 求 額			<p>1-7 請求書（前払金）</p> <p>受注者は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の〇以内の前払金の支払を請求することができる（工事請負契約書第34条第1項）。</p> <p>神奈川県財務規則第77条、財務規則の運用について第71号様式</p> <p>第71号様式（前払金請求書）（用紙A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p> <p style="text-align: center;">円</p> <p>ただし、工事場所、工事名、請求代金に対する前払代金に対する前払金上記のとおり保証証書を添えて請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 氏名 印</p> <p>契約担当者 職 氏 名 殿</p> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請 負 代 金 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負代金額に対する /10の金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今 回 請 求 額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保証証書番号 預金銀行名 (預金種別、口座番号)</p> <p style="text-align: center;">1-28</p>	区 分	金 額	摘 要	請 負 代 金 額			請負代金額に対する /10の金額			今 回 請 求 額			<p style="text-align: center; color: red;">訂正</p>
区 分	金 額	摘 要																									
請 負 代 金 額																											
請負代金額に対する /10の金額																											
今 回 請 求 額																											
区 分	金 額	摘 要																									
請 負 代 金 額																											
請負代金額に対する /10の金額																											
今 回 請 求 額																											

土木工事書類作成マニュアル（平成 30 年 4 月改正） 新旧対照表

<p>2-4</p>	<p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>2-2 再生資源</p> <p>2-2-1 再生資源利用計画書（実施書）及び 再生資源利用促進計画書（実施書）</p> <p>再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、工事請負代金が100万円以上の工事が対象となる（共通仕様書1-1-1-18）。</p> <p>作成にあたっては、一般財団法人日本建設情報総合センターの建設副産物情報センターのホームページから建設副産物情報交換システム（以下、「COBRIS」という。）にログインし、受注者がデータ入力・登録し、写しを工事着手時及び完成時に監督員に提出する。</p> <p>http://www.recycle/jacic.or.jp/</p> <p>※ 初めて利用する場合はホームページ内の「システム利用申請方法」を確認願います。</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>2-2 再生資源</p> <p>2-2-1 再生資源利用計画書（実施書）及び 再生資源利用促進計画書（実施書）</p> <p>再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、工事請負代金が100万円以上の工事が対象となる（共通仕様書1-1-1-18）。</p> <p>作成にあたっては、国土交通省のホームページからCREDAS入力システムをダウンロード（無料）し、パソコンにインストールし、受注者がデータ入力・登録し、写しを工事着手時及び完成時に監督員に提出する。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>改訂 国が提供する CREDAS入力システムの利用停止に伴い、今後はCOBRISを利用するため。</p>
------------	---	---	---

5-14	5-2 出来形管理 ~~~ 中 略 ~~~ 塗装膜厚測定表 ~~~ 中 略 ~~~	5-2 出来形管理 ~~~ 中 略 ~~~ 塗装膜厚測定表 ~~~ 中 略 ~~~	訂正																																																
	<判定> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平均値 (\bar{x})</td> <td>=</td> <td>192.8 ></td> <td>目標塗膜厚合計値 × 0.90 =</td> <td>157.5 OK</td> </tr> <tr> <td>測定値 (Xi) の最小値</td> <td>=</td> <td>186 ></td> <td>目標塗膜厚合計値 × 0.70 =</td> <td>122.5 OK</td> </tr> <tr> <td>標準偏差 (S)</td> <td>=</td> <td>3.37 <</td> <td>目標塗膜厚合計値 × 0.20 =</td> <td>35 OK</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ただし、測定値の平均値 (\bar{x}) が目標塗膜厚合計値より大きい場合は、この限りではない。</td> </tr> <tr> <td>平均値 (\bar{x})</td> <td>=</td> <td>192.8 ></td> <td>目標塗膜厚合計値</td> <td>= 175 OK</td> </tr> </table> 注) 様式は適宜修正して使用してよい。 5-14 ~~~ 中 略 ~~~	平均値 (\bar{x})		=	192.8 >	目標塗膜厚合計値 × 0.90 =	157.5 OK	測定値 (Xi) の最小値	=	186 >	目標塗膜厚合計値 × 0.70 =	122.5 OK	標準偏差 (S)	=	3.37 <	目標塗膜厚合計値 × 0.20 =	35 OK	ただし、測定値の平均値 (\bar{x}) が目標塗膜厚合計値より大きい場合は、この限りではない。					平均値 (\bar{x})	=	192.8 >	目標塗膜厚合計値	= 175 OK	<判定> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平均値 (\bar{x})</td> <td>=</td> <td>192.8 ></td> <td>目標塗膜厚合計値 × 0.90 =</td> <td>157.5 OK</td> </tr> <tr> <td>測定値 (Xi) の最小値</td> <td>=</td> <td>186 ></td> <td>目標塗膜厚合計値 × 0.70 =</td> <td>122.5 OK</td> </tr> <tr> <td>標準偏差 (S)</td> <td>=</td> <td>3.37 ></td> <td>目標塗膜厚合計値 × 0.20 =</td> <td>35 OUT</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ただし、測定値の平均値 (\bar{x}) が目標塗膜厚合計値より大きい場合は、この限りではない。</td> </tr> <tr> <td>平均値 (\bar{x})</td> <td>=</td> <td>192.8 ></td> <td>目標塗膜厚合計値</td> <td>= 175 OK</td> </tr> </table> 注) 様式は適宜修正して使用してよい。 5-14 ~~~ 中 略 ~~~	平均値 (\bar{x})	=	192.8 >	目標塗膜厚合計値 × 0.90 =	157.5 OK	測定値 (Xi) の最小値	=	186 >	目標塗膜厚合計値 × 0.70 =	122.5 OK	標準偏差 (S)	=	3.37 >	目標塗膜厚合計値 × 0.20 =	35 OUT	ただし、測定値の平均値 (\bar{x}) が目標塗膜厚合計値より大きい場合は、この限りではない。					平均値 (\bar{x})	=	192.8 >
平均値 (\bar{x})	=	192.8 >	目標塗膜厚合計値 × 0.90 =	157.5 OK																																															
測定値 (Xi) の最小値	=	186 >	目標塗膜厚合計値 × 0.70 =	122.5 OK																																															
標準偏差 (S)	=	3.37 <	目標塗膜厚合計値 × 0.20 =	35 OK																																															
ただし、測定値の平均値 (\bar{x}) が目標塗膜厚合計値より大きい場合は、この限りではない。																																																			
平均値 (\bar{x})	=	192.8 >	目標塗膜厚合計値	= 175 OK																																															
平均値 (\bar{x})	=	192.8 >	目標塗膜厚合計値 × 0.90 =	157.5 OK																																															
測定値 (Xi) の最小値	=	186 >	目標塗膜厚合計値 × 0.70 =	122.5 OK																																															
標準偏差 (S)	=	3.37 >	目標塗膜厚合計値 × 0.20 =	35 OUT																																															
ただし、測定値の平均値 (\bar{x}) が目標塗膜厚合計値より大きい場合は、この限りではない。																																																			
平均値 (\bar{x})	=	192.8 >	目標塗膜厚合計値	= 175 OK																																															

<p>5-20</p>	<p>5-3 写真管理</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>⑦ 留意事項（土木工事写真管理基準2-7） 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考】 現場撮影の省力化や写真整理の効率化を目的に、デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）による写真管理を可能としました。（平成30年4月1日以降の公告で特記仕様書が添付されている工事に適用） 受注者が電子黒板の実施を選定する場合は、その旨を監督員に協議し、承諾を得たうえで実施すること。</p> </div> <p>5-20</p>	<p>5-3 写真管理</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>⑦ 留意事項（土木工事写真管理基準2-7） 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>5-20</p>	<p>追加 「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に関する運用指針（H30.3.19）を定めため。</p>
-------------	--	---	---

土木工事書類作成マニュアル（平成30年4月改正） 新旧対照表

添1-1

○ 土木工事書類一覧

〜〜 中略 〜

添1-2

〜〜 中略 〜

○ 土木工事書類一覧

〜〜 中略 〜

〜〜 中略 〜

建設副産物	説明書	・現場説明書 (B10(1))	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80m以上の解体工事 ②500m以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○		
	解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書 (B10(2))		・契約書に添付	○		
	再資源化等報告書	・現場説明書 (B10(4))		・再資源化完了後 提出	○		
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	・共通仕様書 (1-1-1-18)	・全ての工事	・コピー提出不要		○	
	再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 2(2)、II 3(1))	・請負金額100万円以上の工事	・工事完成時に建設副産物情報交換システム工事登録証明書を提出	○		
	コンクリート塊等搬入(変更)証明書(8号) コンクリート塊等搬入完了報告書(9号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 2(6)、II 3(3))	・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事	—	○		
	建設リサイクル資材利用(変更)計画書(10号) 材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(11号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 1(11))	・再生骨材等を使用する工事	—	○		
	建設発生木材等搬入(変更)証明書(7号) 建設発生木材等搬入完了報告書(8号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 2(7)、II 3(4))	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	—	○		
	確認届(処分地・仮置場)	・指定処分A特記仕様書 (3)	・仮置場を受注者が選定する場合	—	○		
	建設発生土搬出のお知らせ	・指定処分A特記仕様書 (5)	・他の市町村へ土砂を100m ³ 以上搬出する場合	・市町村へ提出(写しを監督員に提出)	○		
建設発生土	計量証明書	・六価クロム溶出試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	—	○		
	土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)	・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○		
	処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4条)	・土砂を500m ³ 以上搬出する工事	・指定処分B又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○		
					○		

建設副産物	説明書	・現場説明書 (B10(1))	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80m以上の解体工事 ②500m以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○		
	解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書 (B10(2))		・契約書に添付	○		
	再資源化等報告書	・現場説明書 (B10(4))		・再資源化完了後 提出	○		
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	・共通仕様書 (1-1-1-18)	・全ての工事	・コピー提出不要		○	
	再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 2(2)、II 3(1))	・請負金額100万円以上の工事	・CD-R等の記録媒体も提出	○		
	コンクリート塊等搬入(変更)証明書(8号) コンクリート塊等搬入完了報告書(9号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 2(6)、II 3(3))	・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事	—	○		
	建設リサイクル資材利用(変更)計画書(10号) 材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(11号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 1(11))	・再生骨材等を使用する工事	—	○		
	建設発生木材等搬入(変更)証明書(7号) 建設発生木材等搬入完了報告書(8号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 (II 2(7)、II 3(4))	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	—	○		
	確認届(処分地・仮置場)	・指定処分A特記仕様書 (3)	・仮置場を受注者が選定する場合	—	○		
	建設発生土搬出のお知らせ	・指定処分A特記仕様書 (5)	・他の市町村へ土砂を100m ³ 以上搬出する場合	・市町村へ提出(写しを監督員に提出)	○		
建設発生土	計量証明書	・六価クロム溶出試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	—	○		
	土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)	・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○		
	処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4条)	・土砂を500m ³ 以上搬出する工事	・指定処分B又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○		
					○		

改訂
国が提供する
CREDAS入カシス
テムの利用停止に伴
い、今後はCOBRIS
を利用するため。

土木工事書類作成マニュアル（平成 30 年 4 月改正） 新旧対照表

<p>添2-4</p>	<p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>500 万円未満(建築一式工事の場合は1500万未満、又は延べ床面積が150m²未満の木造住宅)の工事は、「軽微な建設工事」として建設業の許可を受けなくても施工することができる。</p> <p>ただし、「軽微な建設工事」に該当するか否かの判断をする際には、注文者が材料を提供する場合に、その市場価格及び運送費を請負代金に加えた額で判断するとされているため注意が必要。</p> <p>[建設業法施行令第1条の2第3項より]</p> </div> <p style="text-align: center;">添2-4</p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p>	<p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>500 万円未満(建築一式工事の場合は1500万未満、又は延べ床面積が150m²未満の木造住宅)の工事は、「軽微な建設工事」として建設業の許可を受けなくても施工することができる。</p> <p>ただし、「軽微な建設工事」に該当するか否かの判断をする際には、注文者が材料を提供する場合に、その市場価格及び運送費を請負代金に加えた額で判断するとされているため注意が必要。</p> <p>[建設業法第1条の2第3項より]</p> </div> <p style="text-align: center;">添2-4</p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p>	<p style="text-align: center;">訂正</p>
-------------	---	--	---------------------------------------

土木工事書類作成マニュアル（平成 30 年 4 月改正） 新旧対照表

<p>添4-17</p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材 9 品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物 15 品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）』によりデータを作成する。</p> <p>COBRISのホームページ：http://www.recycle.jacic.or.jp/</p> <p>①契約時点でのデータを入力後「再生資源利用 {促進} 計画書」を印刷し施工計画書に添付</p> <p>②工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用 {促進} 実施書」に書き換え</p> <p>③「実施書」に基づき提出用電子データを作成</p> <p>④「実施書」を印刷し監督員の確認を受ける</p> <p>⑤工事完成時に建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督員に提出</p> <p>⑥完成図書に「実施書」を添付</p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材 9 品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物 15 品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『CREDAS 入力システム（Ver. 2015. 11. 04）』によりデータを作成する。 ※CREDAS 入力システムは国土交通省のホームページからダウンロード可能です。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm</p> <p>①契約時点でのデータを入力後「再生資源利用 {促進} 計画書」を印刷し施工計画書に添付</p> <p>②工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用 {促進} 実施書」に書き換え</p> <p>③「実施書」に基づき提出用電子データを作成</p> <p>④「実施書」を印刷し監督員の確認を受ける</p> <p>⑤工事完成時に提出用電子データを監督員に提出</p> <p>⑥完成図書に「実施書」を添付</p>	<p>改訂 国が提供する CREDAS入力システムの利用停止に伴い、今後はCOBRISを利用するため。</p>
<p>添4-18</p>	<p>【建設副産物実態調査入力例】</p>	<p>【建設副産物実態調査入力例】</p>	<p>別紙により改訂 国が提供する CREDAS入力システムの利用停止に伴い、今後はCOBRISを利用するため。</p>

CREIDAS 建設資材利用計画一覧

建設副産物情報交換システム情報登録 CREDAS情報登録

建設副産物窓口担当者情報 工事概要 再生資材利用(詳細) 建設副産物搬出(詳細) 建設資材利用 建設副産物搬出 建り法10条様式 各種書式

工事・施設情報: コンクリート, コンクリート及び鉄, 木材, アスファルト混合物, 土砂, 砕石, 塩化ビニル管・継手, 石膏ボード, その他

その他の建設資材 計画

建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況					
小分類	利用用途	利用量(A) (トン)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材 利用量(B) (トン)	再生資源 利用率 (B)/(A)*100
規格			供給元の住所 (市区町村名)	(地先)	再生資材名称		
		0.0 (半角数字)	(例:○○工事)			0.0 (半角数字)	

建設資材を 追加 します

コンクリート 計画

建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況					
小分類	利用用途	利用量(A) (トン)	再生資材の供給元施設 工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材 利用量(B) (トン)	再生資源 利用率 (B)/(A)*100(%)
規格			供給元の住所(市区町村名)	(地先)	再生資材名称		
		0.0 (半角数字)	(例:○○工事)			0.0 (半角数字)	

赤字:入力必須 青字:入力不可

建設リサイクル資材(再生資源等)の利用状況を入力する。

新材を含む、全体の利用状況を入力する。

エラー項目、警告項目は別画面で表示

CREIDAS 建設副産物搬出計画一覧

建設副産物情報交換システム情報登録 CREDAS情報登録

建設副産物窓口担当者情報 工事概要 再生資材利用(詳細) 建設副産物搬出(詳細) 建設資材利用 建設副産物搬出 建り法10条様式 各種書式

工事・施設情報: コンクリート塊, 建設木材A, アス・コン塊, その他がれき類, 建設木材B, 建設汚泥, 塩化ビニル管・継手, 廣プラスチック, 廣石膏ボード, 紙くず, アスベスト, その他, 建設適合廃棄物, 第一種建設発塵土, 第二種建設発塵土, 第三種建設発塵土, 第四種建設発塵土, 凍土以外の泥土, 凍土

コンクリート塊 計画

(A)発生量(トン)	現場内利用 (A)=(B)+(C)+(D)	減量化 (C)減量化量(トン)	(D)現場外 搬出量合計(トン)	(E)再生資源 利用促進量(トン)	再生資源利用 促進率 (B)+(C)+(E)/(A)*100	変更
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	%	入力

現場外搬出について

搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	現場外搬出	変更	削除
搬出先場所(市区町村名)	搬出先場所(地先)	運搬距離(km)	(D)現場外搬出量(トン)	改良分(トン)		

現場外搬出先を 追加 します

搬出先の情報を入力。

コンクリート塊 計画

現場外搬出について

搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	現場外搬出
搬出先場所(市区町村名)	搬出先場所(地先)	運搬距離(km)	(D)現場外搬出量(トン)	改良分(トン)
(例:○○工事,○○施設,○○会社等)			(半角数字)	(半角数字)

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設木材A・B
については、指定工場・指定事業者
に搬出し、コードは5を入力する。

コード	説明	コード	説明
1. A指定	A指定区分(発注時に指定されたもの)	7. 最終検部	中間処理施設(最終検部)
2. B指定	B指定区分(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定区分とされたもの)	8. 海面処分	廃棄物最終処分場(海面処分場)
3. 自由	自由区分	9. 内陸処分	廃棄物最終処分場(内陸処分場)
※2 搬出先の種類		10. 他	その他の処分
コード	再生資源利用促進(再生利用された場合)	コード	最終処分場・その他(処分された場合)
1. 売却	売却	7. 最終検部	中間処理施設(最終検部)
2. 他工事	他の工事現場	8. 海面処分	廃棄物最終処分場(海面処分場)
3. 広域指定	広域指定制度による処理	9. 内陸処分	廃棄物最終処分場(内陸処分場)
4. 中間倉庫	中間処理施設(アスファルト・骨材プラント)	10. 他	その他の処分
5. 中間倉庫外	中間処理施設(骨材プラント以外の再生資源化施設)		
6. サーマル	中間処理施設(サーマルリサイクル)		

登録内容変更

工事ID: 計画 実施 削除フラグ データチェック

工事概要: **建設資材利用** | 建設副産物発生・搬出

コンクリート | コンクリート及び鉄 | 木材 | アスファルト混合物 | 土砂 | 砕石 | 塩化ビニル管・継手 | 石膏ボード | その他の建設資材

コンクリート

建設資材(新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源 利用率 (B)/(A)*100	クリア <input type="checkbox"/> 削除
小分類 規格	利用用途	利用量(A) (トン)	工事等の名称 供給元の住所	供給元種類 (地先)	施工条件内容 再生資材名称	再生資材 利用量(B) (トン)		
1ヵ所目	<input type="text"/>	<input type="text"/> (トン)	<input type="text"/>	<input type="text"/> 選択	<input type="text"/>	<input type="text"/> (トン)	<input type="button" value="クリア"/>	
合計		<input type="text"/> (トン)				<input type="text"/> (トン)	<input type="button" value="行を追加"/>	

新材を含む、全体の利用状況を入力する。

建設リサイクル資材(再生資源等)の利用状況を入力する。

表示されている場合は、入力間違いがないかどうか確認する。

赤字:入力必須 青字:入力不可 前の登録工事へ 次の登録工事へ 登録

エラー項目：赤で表示
警告項目：黄色で表示

登録内容変更

工事ID: 2 計画 実施 削除フラグ

工事概要: 建設資材利用 | **建設副産物発生・搬出**

第一種建設発生土	第二種建設発生土	第三種建設発生土	第四種建設発生土	浚渫土	建設発生土合計
廃塩化ビニル管・継手	廃プラスチック	廃石膏ボード	紙くず	アスベスト	混合状態の廃棄物
コンクリート塊	建設木材A	アスファルト・コンクリート塊	その他がれき類	建設木材B	建設汚泥
					金属くず

建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)

①発生量 ①=②+③+④ (トン)	現場内利用		減量化		④現場外 搬出量合計 (トン)	⑤再生資源 利用促進量 (主1) (トン)	再生資源利用 促進率 (②+③+④)/① *100
	用途	②利用量 (トン)	改良分 (トン)	減量法 ③減量化量			
<input type="text"/> 0.0 (トン)	<input type="text"/>	<input type="text"/> (トン)	<input type="text"/> (トン)	<input type="text"/>	<input type="text"/> 0.0 (トン)	<input type="text"/> 0.0 (トン)	<input type="text"/>

現場外搬出について

搬出先名称 搬出先場所(区市町村名)	区分 搬出先場所(地先)	施工条件 運搬距離	搬出先の種類	④現場外 搬出量 (トン)	改良分
搬出先1	<input type="text"/> 選択	<input type="text"/> km	<input type="text"/>	<input type="text"/> (トン)	<input type="text"/>

搬出先の情報を入力。

注1:④のうち搬出先の種類コードが1~6の合計

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設木材A・B
については、指定工場・指定事業者
に搬出し、コードは5を入力する。

赤字:入力必須 青字:入力不可 前の登録工事へ 次の登録工事へ 登録キャンセル 登録作業の完了